

長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点事業人材紹介事業者登録要領

(目的)

第1条 長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業（以下「事業」という。）において、県内の地域企業に対して、「攻めの経営」や経営改善等の実現のために必要なプロフェッショナル人材を紹介する人材紹介事業者の登録について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点事業

地域と企業の成長戦略を実現するために、プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）を設置して、プロフェッショナル人材戦略マネージャー（以下「マネージャー」という。）が地域企業を訪問し、新事業や新販路開拓など「攻めの経営」への転換を促すとともに、必要なプロフェッショナル人材を明確化し、この要領により登録した人材紹介事業者を活用することにより、プロフェッショナル人材の本県へのUIターンを促進することを目的とした事業

(2) プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材で、受入企業において役員、管理職等の一般職以外で登用される人材

(3) プロフェッショナル人材戦略マネージャー

地域と企業の成長戦略の具現化と優れた人材の好循環の形成をマネジメントし、地域全体の人材戦略のコーディネート役を担う拠点の責任者

(4) 登録人材紹介事業者

職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者で、この要領により登録を受けた事業者

(登録人材紹介事業者の業務内容)

第3条 この事業において、登録人材紹介事業者が行う業務は次のとおりとする。

(1) 拠点の支援を受ける企業（以下「支援企業」という。）がプロフェッショナル人材の紹介を希望した場合、登録人材紹介事業者は支援企業と人材紹介に係る契約を締結（支援企業は登録人材紹介事業者の中から契約の相手方を選択）

(2) 支援企業と契約を締結した登録人材紹介事業者は、プロフェッショナル人材を紹介・マッチングを実施

(3) 支援企業と契約を締結した登録人材紹介事業者は、前月までの進捗状況を毎月10日までにプロフェッショナル人材紹介状況報告書（様式第2号）により知事へ報告

(4) 支援企業に採用されたプロフェッショナル人材が円滑に定着できるようフォローアップ

を実施

- (5) 登録人材紹介会社及び県内の地域企業が、プロフェッショナル人材の個人情報をもとに県及び拠点へ提供することについて、当該プロフェッショナル人材から書面で同意を得ること
- (6) 長崎県プロフェッショナル人材戦略協議会への参加

(登録の方法)

第4条 本事業の趣旨に賛同し、プロフェッショナル人材を紹介する人材紹介事業者は、あらかじめ人材紹介事業者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 有料職業紹介事業許可書の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの
- (3) 求職及び求人の申込み方法など、業務運営が分かるもの
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの
- (5) 個人情報の管理に関するもの
- (6) 県外在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針が分かるもの(別紙1)
- (7) 人材の円滑な定着のためのフォローアップ等の取組状況が分かるもの(別紙2)
- (8) その他知事が必要と認める書類(別紙3)

(登録の基準)

第5条 登録人材紹介事業者の登録については、次に掲げる審査基準により申請内容を審査の上、知事が登録を決定し通知する。審査は原則、提出された申請書類等により行うものとするが、審査前にヒアリングを行うことがある。

- (1) 有料職業紹介事業者の許可を有すること
- (2) プロフェッショナル人材及び県内の地域企業に対するマッチング、フォローアップ等が行える体制を有すること
- (3) 県外在住者を含めて職業紹介の実績及び雇用契約の成立実績を相当程度有すること、または、今後県外在住者を含めて職業紹介及び雇用契約の成立が見込める体制を有すること
- (4) 紹介した人材が円滑に定着できるよう、人材及び採用企業に対するフォローアップ等の取組を行っていること
- (5) 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者、その他知事が適当でないとした者に該当しないこと

(変更届)

第6条 登録人材紹介事業者は次に掲げる変更事項があった場合は、変更届(様式第3号)により、速やかに知事へ届け出るものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合
 - (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をした場合
- (登録の取り下げ)

第7条 登録人材紹介事業者が登録削除を希望する場合は、登録取り下げ申請書（様式第4号）により知事へ申請するものとする。

（登録の取消）

第8条 次のいずれかに該当するときは、知事は登録を取り消すことができる。

- （1）法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
- （2）不正な行為があると知事が認めたととき
- （3）正当な理由がないのに、第3条に定める業務を行わないとき
- （4）その他、登録人材紹介事業者に適しないと知事が判断したとき

（登録の有効期間）

第9条 拠点の設置期間中、登録は有効とする。ただし、第7条により登録の取り下げがあったとき、又は第8条により知事が登録を取り消したときは失効する。

（指導監督）

第10条 知事は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、登録人材紹介事業者に対して報告を求めることができる。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか登録に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年2月23日から施行する。

この要領は、平成29年2月23日から施行する。